

公益/一般財団法人の監事の権限と義務

今回は、公益/一般財団法人の監事の権限と義務について概説する。

(ポイント)

- 公益/一般財団法人の監事の役割
- 監事の権限
- 監事の義務

1. 公益/一般財団法人の監事の役割

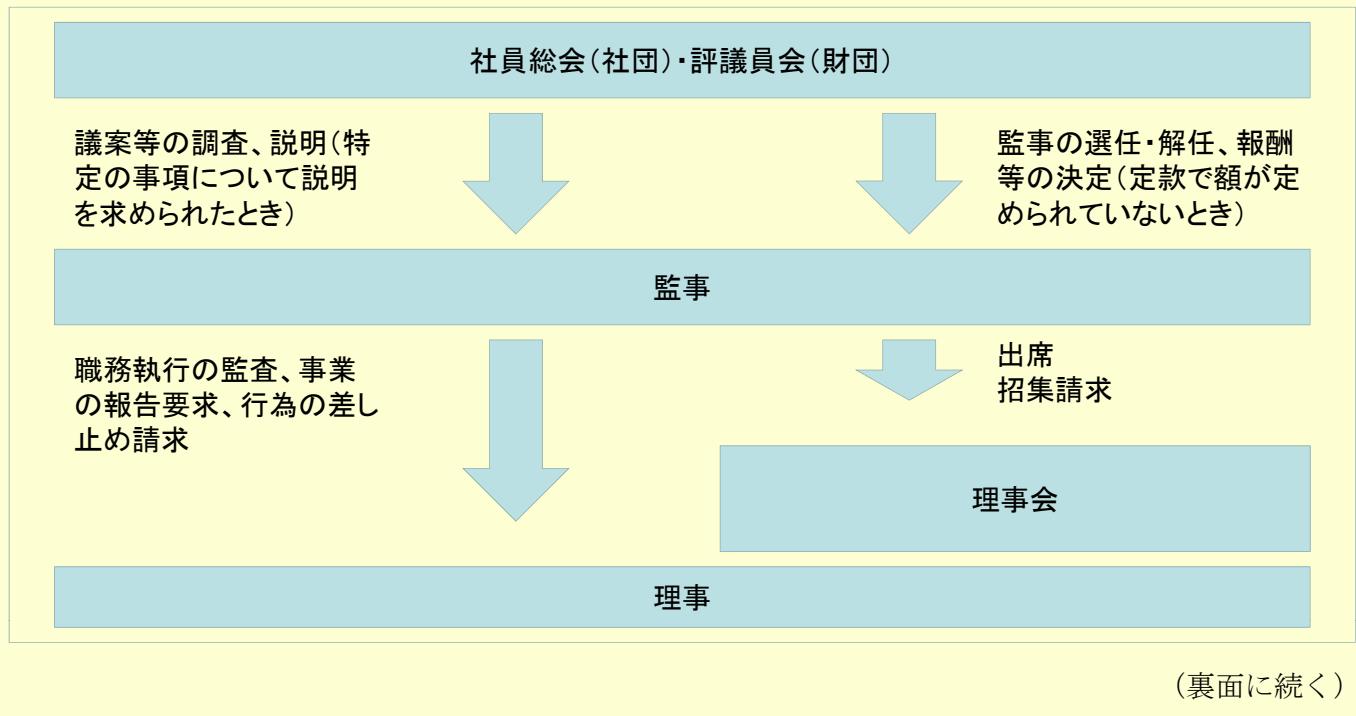
監事は理事の職務の執行および計算書類・事業報告・附属明細書を監査し、監査の結果について監査報告を作成する。財団法人では、1名以上の監事の設置を必須としており、監事の役割を重く捉えて、その地位の強化を図っている。なお、監事の任期は原則として4年となっている(定款により2年まで短縮可能)。

2. 監事の権限

理事、使用人、法人の子法人に対して事業の報告を求め、業務・財産の状況の調査をすることができる(子法人の側に正当な理由があるときを除く)。また必要があるときは、招集権者に理事会の招集を請求することができるほか、理事会が開かれない場合は、自ら理事会を招集することができる。さらに、理事が財団法人の目的の範囲外の行為や不法行為等を行って、その財団法人に著しい損害が生ずる可能性があるときは、その理事に対してその行為をやめることを求めることができる。

3. 監事の義務

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べならない。また、理事の不正行為や法令・定款違反をした場合などに、理事・理事会への報告義務がある。さらに、理事が評議員会に提出しようとする議案等を調査して、不法行為または定款違反がある場合は、それを評議員会に報告する。また任務懈怠等による法人、悪意または重過失による第三者への損害賠償責任がある。



公益/一般財団法人の監事の権限と義務

監事の役割としてふさわしい人物像

一般法人における監査の人物像

- ・法人の業務運営に一定の知見を有し、業務監査能力を備えている人
- ・会計制度に一定の知見を有し、計算書類の監査能力を備えている人
- ・関係法令に一定の知見を有し、理事(会)の職務の執行(決定)等が法令に違反しないよう監視できる能力を備えている人

上記の能力すべてを持ち合わせている人がいなければ、複数名の監事を選任して、各分野ごとに一定の知見を有した者が監事の中に少なくとも1名はいるという状態が望まれる。

公益法人において上記以外で望まれる人物像

経理事務に精通した者

公益法人にあっては、認定の基準として、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること挙げられており、情報開示の適時性が求められている。以下のような人物が監事を務めていることが確認された場合は、適切に情報開示が行われたものと判断される。

- ・外部監査を受けていない法人で、費用および損失の額または収益の額が1億円以上の法人
公認会計士または税理士(2人以上の場合は少なくとも1名)
- ・外部監査を受けていない法人で、費用および損失の額または収益の額が1億円未満の法人
営利または非営利法人の経理事務を例えば5年以上従事した者

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

〈公益法人等の交際費〉

公益法人等は交際費を使うことはできないと思う方もいるかもしれないが、運営上必要と認められるものであれば交際費支出はできる。税務上、交際費は冗費の防止、すなわち、税金負担を減少させるために交際費を無制限に支出することで利益圧縮を図ることを抑制するため、政策的に一定の損金算入枠が定められている。一般事業会社であれば、期末資本金の多寡による損金算入枠や、一定の飲食接待費の損金算入枠などがある。公益法人等は資本金の概念はないが一定の算式により計算したみなし資本金額(資本金に準ずる金額)に基づき、交際費等損金不算入額を判断する。しかしながら、公益法人の本来の目的や、運営・公益事業の性質上、高価で、多額な交際接待費が馴染むか、必要かは疑問である。業界団体の会合や会員の集会等で、公益法人等を隠れ蓑に、贅沢な会食や過剰な接待を行うことは問題であろう。公益法人等の社会貢献活動や支援活動に支障がでないよう社会通念上の常識に鑑み、一定の配慮をすべきであるものと考える。



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。